

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【四半期会計期間】	第54期第1四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)
【会社名】	株式会社タカトリ
【英訳名】	Takatori Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 高鳥 王昌
【本店の所在の場所】	奈良県橿原市新堂町313番地の1
【電話番号】	0744(24)8580
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大西 正純
【最寄りの連絡場所】	奈良県橿原市新堂町313番地の1
【電話番号】	0744(24)8580
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大西 正純
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第53期 第1四半期 累計(会計)期間	第54期 第1四半期 累計(会計)期間	第53期
会計期間	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成21年 9月30日
売上高(千円)	810,087	832,394	3,222,255
経常利益又は経常損失( ) (千円)	129,309	21,951	392,653
四半期純利益又は四半期(当期)純損失 ( )(千円)	635,021	20,937	502,894
持分法を適用した場合の投資利益又は損失 ( )(千円)	22,531	45,775	126,150
資本金(千円)	963,230	963,230	963,230
発行済株式総数(株)	5,491,490	5,491,490	5,491,490
純資産額(千円)	4,963,800	5,110,393	5,092,632
総資産額(千円)	6,514,889	6,767,918	7,501,591
1株当たり純資産額(円)	908.98	935.82	932.57
1株当たり四半期純利益又は四半期(当 期)純損失( )(円)	116.28	3.83	92.09
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	76.2	75.5	67.9
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	284,847	26,945	134,296
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	23,094	1,847	1,124,237
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	42,684	1,214,230	1,164,415
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残 高(千円)	1,484,356	500,608	1,739,937
従業員数(人)	228	199	200

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第54期第1四半期累計(会計)期間は希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載していません。第53期第1四半期累計(会計)期間は潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。また第53期は1株当たり当期純損失であり、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載していません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社グループ（当社及び当社関連会社2社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	199（6）
---------	--------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期会計期間の生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	金額(千円)	前年同四半期比(%)
電子機器事業	1,225,819	180.5
繊維機器事業	55,210	30.2
合計	1,281,029	148.6

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

当第1四半期会計期間の受注状況を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
電子機器事業	1,366,731	234.8	2,124,012	156.2
繊維機器事業	55,945	66.7	32,255	20.4
合計	1,422,676	213.6	2,156,268	142.0

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	金額(千円)	前年同四半期比(%)
電子機器事業	777,184	120.1
繊維機器事業	55,210	33.9
合計	832,394	102.8

(注) 1. 当第1四半期会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
DONG LONG ELECTRONICS CO.,LTD./中国	114,078	13.7
TEXAS INSTRUMENTS TAIWAN LTD/台湾	88,236	10.6

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当第1四半期会計期間の主要な輸出先及び輸出販売高及び構成比は、次のとおりであります。なお、( )内は総販売実績に対する輸出販売高の割合であります。

輸出先	前第1四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第1四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
	千円	%	千円	%
アジア・オセアニア	291,388	81.0	422,673	88.1
北米	43,344	12.0	51,556	10.8
欧州	25,241	7.0	5,226	1.1
合計	359,974 (44.4%)	100.0	479,456 (57.6%)	100.0

## 2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中に関する事項は、当第1四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1)業績の状況

当社が関わる電子部品業界においては、海外メーカーを中心に一部では設備投資再開の動きも見られ、パソコン市場やデバイスメーカーの工場稼働率は改善しつつあるものの、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような業界動向のもと、当社の売上高は電子機器事業において液晶機器事業が低調であったものの、MWS（マルチワイヤーソー）事業が海外LED向けを中心に好調に推移いたしました。繊維機器事業は低調に推移いたしました。

その結果、当第1四半期の売上高は8億32百万円（前年同期比2.8%増）、営業利益は4百万円（前年同期 営業損失1億34百万円）、経常利益は21百万円（前年同期 経常損失1億29百万円）、四半期純利益は20百万円（前年同期 四半期純損失6億35百万円）となりました。

#### (2)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末の現金及び現金同等物は、5億円となりました。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権が1億4百万円、たな卸資産が4億24百万円増加しましたが、税引前四半期純利益を21百万円計上し、仕入債務が4億37百万円増加したこと等により26百万円のキャッシュ・アウト（前年同四半期は2億84百万円のキャッシュ・アウト）となりました。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の売却による収入が2百万円あったことにより1百万円のキャッシュ・イン（前年同四半期は23百万円のキャッシュ・アウト）となりました。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出が12億13百万円であったこと等により12億14百万円のキャッシュ・アウト（前年同四半期は42百万円のキャッシュ・アウト）となりました。

#### (3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

##### A 基本方針の内容

当社は、昭和31年10月に創業し、繊維機械の製造・販売を開始しましたが、その後の経営環境の変化に対応すべく、当社独自の研究・開発力を生かして、繊維機器事業に加えて、電子機器事業（液晶機器事業・半導体機器事業・MWS（マルチワイヤーソー）事業）に展開を図り、現在に至っております。

また、当社是及び企業理念を前提として、各方針（経営ビジョン、経営方針、技術開発スローガン、コンプライアンス基本方針、環境基本方針、品質方針等）に従って、企業としての社会的責任を認識した上で、ステークホルダー（株主、従業員、取引先、債権者、地域社会）との信頼関係をより一層高めるよう努めますが、突然の当社株式の大規模買付行為が発生した場合、当社株式等に対する大規模買付行為を受け入れるか否か、大規模買付者へ経営を委ねることなどのご判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねるべきだと考えております。しかし当社に回復し難い損害をもたらすおそれがあるものも含まれるため、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であるとと考えております。

《当社の社是》

「創造と開拓」

《当社の企業理念》

「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」

1. 企業は『社会の公器』であることをまず認識し、社会と全ての協力者との相互繁栄を期そう
2. 物事の判断・実行は、お客様とタカトリのメリット・デメリットを十分検討したうえで進めよう
3. 自分の意見は、会社組織の上下関係にとらわれずはっきり発言すると共に、何でも話し合える輪を作ろう

《経営ビジョン》

「信頼されるタカトリ」

《経営方針》

顧客の立場に立って、新規事業開拓、オリジナル製品開発、周辺機器ラインナップを行う  
オリジナル製品の開発をリードする営業活動を行い、営業を支えるサービス体制の構築と事業化を行う  
組立、調整、サービスに力点を置いたものづくりを行う

B 基本方針の実現に資する取組み

1. 企業価値向上への取組み

当社の経営方針の実現に努めるため、以下の取組みを行っております。

- ・ 顧客の立場に立って、新規事業開拓、オリジナル製品開発、周辺機器ラインナップを行う  
当社の戦略的コア技術である「7つのコア技術」（貼付、剥離、制御・情報処理、クリーン、カッティング、搬送・駆動、真空）の各技術を更に強化し、技術開発スローガン「Global Innovation “Plus One”」の下、「製品の独自性」や「製品の強さを極める」ことに注力し、現状事業の付加価値を高めるとともに、「7つのコア技術」をベースに 有望事業機会を目指した技術力の強化 強い技術の他製品への水平展開 他社との技術提携及び協業化による新製品の開発 既存製品の進化 などに積極的に取り組んでまいります。
- ・ 目標とする経営指標  
ROE（自己資本当期純利益率）10%以上、売上高総利益率の向上を掲げ、安定した収益体質の確立を目指しております。

2. コーポレートガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、法令を遵守し、経営の透明性を高め、取締役会で活発な議論を行い、意思決定のスピードアップを図り、株主の利益が最大になるように統治しなければならないと考えております。なお、現在2名の社外監査役を選任しておりますが、社外監査役も含めた監査役全員が取締役会に出席することにより、取締役の業務執行や意思決定事項を客観的に監査・監視できる体制をとるなど、経営監査機能の客観性の観点から十分機能する体制が整っていると考えております。

C 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として平成19年11月14日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定め、平成19年12月21日の定時株主総会において不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する為の取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（大規模買付ルール）を導入することを株主の皆様にご承認いただきました。詳細については以下のとおりです。

1. 大規模買付ルールの概要

(1) 目的

当社は、証券取引所上場会社である以上、大規模買付行為に対する当社株式の売却の適否のご判断や、大規模買付者に対して当社の経営を委ねること等の是非に関する最終的なご判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を株主の皆様にご適切に行って頂くためには、大規模買付者から株主の皆様へ適切な情報が提供されることが不可欠であるとともに、あわせて当社の経営を担う当社取締役会の大規模買付行為に対する評価・意見・代替案を提供させて頂くことにより、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断することが可能になるものと考えております。

当社取締役会は、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報と時間の確保を大規模買付者に対して求め、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が適切にご判断されること、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する賛否の意見、または大規模買付者による大規模買付行為完了後の経営方針や事業計画等に対する当社の代替案を株主の皆様に対してご提示させて頂くこと、或いは、株主の皆様のために大規模買付者との交渉が場合によっては必要であるとの結論に至りました。このような考え方のもとで、当社は大規模買付ルールの導入を決定いたしました。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。また、平成21年12月31日現在における当社の大株主の状況については、「第4 [提出会社の状況] 1 [株式等の状況] (1) [株式の総数等]、(5) [大株主の状況]」のとおりです。

## (2) 手続の設定

大規模買付ルールは、下記2.(1)に定義される当社株券等の20%以上の買付け若しくはこれに類似する行為またはその提案が行われる場合に、大規模買付者に対し事前の情報提供を求める等、上記(1)の目的を実現するために必要な手続を定めております（詳細については下記「2. 大規模買付ルールの内容」をご参照ください。）。

## (3) 対抗措置の発動

買付者等が大規模買付ルールにおいて定められた手続に依らずに、当社株券等の買付け等を行う場合で、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると判断せざるを得ない場合等には、下記2.(4)に定義される対抗措置を発動します。

大規模買付ルールに従って、対抗措置として新株予約権の無償割当てが当社取締役会により決議された場合、当該新株予約権の権利行使または当社による取得に伴って、買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

## (4) 特別委員会の利用等

大規模買付ルールに従った対抗措置の発動または不発動等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される特別委員会の客観的な判断を最大限尊重することとします。

## 2. 大規模買付ルールの内容

### (1) 対象となる大規模買付行為

大規模買付行為とは、次のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め同意をした行為を除きます。）若しくはその可能性のある行為とし、当該行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）

当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）

上記 または に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本において同じといたします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者（注8）に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注9）を樹立する行為（注10）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り、）

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間で本件に係るアドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人（以下「契約金融機関等」といいます。）は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

- (注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本(2)大規模買付ルールの内容(1)対象となる大規模買付行為)において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第2項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。
- (注9) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- (注10) 上記所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(2) 意向表明書の提出及び必要情報の提供要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出して頂きます。なお、意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示して頂きます。当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社取締役会に対して当初提供して頂く「必要情報提供要求書」を大規模買付者に交付します。必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性または大規模買付行為の内容によって異なりますが、必要情報の一般的な項目としては下記のとおりです。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から受領した意向表明書や必要情報提供要求書に係る回答などを、速やかに特別委員会に提供するものとします。特別委員会は、意向表明書や必要情報提供要求書に記載された内容が不十分であり、追加的な情報提供が必要であると判断した場合には、回答期限を定めた上で、買付者等に対して自らまたは当社取締役会を通じて必要情報を追加的に提出するよう書面にて求めることがあります。

大規模買付者から意向表明書や必要情報提供要求書に係る回答並びに特別委員会からの要求により追加的に提出された回答(以下、総称して「大規模買付情報」といいます。)を受領した場合、当社取締役会は、特別委員会に諮問した上で、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当該大規模買付者に交付することとし、当該書面の交付後に、当該書面を交付した事実及びその交付日を開示します。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報について、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

なお、特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと判断できる場合には、引き続き大規模買付情報の提出を求めて大規模買付者と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除いて、原則として、当社取締役会に対して対抗措置を発動することを勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限に尊重して、対抗措置を発動する場合があります。

(必要情報の項目)

大規模買付者及びそのグループ(共同保有者(\*1)、特別関係者及び組合員その他の構成員(ファンドの場合)を含む。)の詳細。(具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、(国内)連絡先、資本構成、財務内容等を含む。)

(\*1) 金融商品取引法及び会社法で定義される共同保有者。

(\*2) 大規模買付者及びそのグループが自然人である場合は、勤務先の住所及び電話番号、主たる職歴(勤務ないし職務に従事した法人またはその他の団体の主たる業務及び住所、各職務の始期及び終期を含む)、年齢及び国籍を記載。

大規模買付者及びそのグループそれぞれが保有する当社の全ての有価証券、過去180日間において大規模買付者及びそのグループそれぞれが行った当社有価証券に係る全ての取引（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含む。）、及び当社有価証券に関して各開示者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものを含み、また履行可能性の有無を問わない。）の内容。

大規模買付行為の目的、方法及び内容。（買付けの対価及び対価の種類、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、二段階買付けの可能性と予定している場合の内容、買付けの実現可能性等を含む。）

買付等の価格の算定根拠。（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含む。）

買付等の価格の算定にあたって第三者機関に意見等を聴取した場合は、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて対価を決定するに至った具体的な経緯。

買付等の資金の裏付け。（当該資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

大規模買付行為完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策。

大規模買付行為完了後における当社及び当社グループのお客様、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針並びに具体的施策。

当社の有価証券を取得した後、第三者に譲渡すること等を目的とする場合は、当該第三者の概要（上記に準じた内容）及び大規模買付者及びそのグループとの関係、並びに当該第三者が当社有価証券を譲受ける目的及び譲受け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策と当社及び当社グループのお客様、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針並びに具体的施策。

大規模買付行為に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得可能性。

大規模買付行為完了後の当社グループの経営において必要な許認可維持の可能性及び各種法令等の規制遵守の可能性。

大規模買付者及びそのグループの過去10年間における犯罪歴及び罪名、課された刑罰（または処分）の内容及び関与した裁判所名、並びに同期間における司法・行政手続きにより、旧証券取引法、金融商品取引法、旧商法、会社法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）または環境に関する法令（外国等におけるこれらに相当する法令を含む。）に違反する行為を認定し若しくは違反する行為の差止めを命ずる判決、決定若しくは命令等を受け、またはそのような判決、決定若しくは命令等を求める司法・行政手続きの対象とされたことがあるか否か、その他当社株主が意思決定を行うに当たり重大な影響があるものと合理的に考えられる訴訟の当事者となったことがあるか否か、またこれらに該当する場合において現に受けた若しくは求められた判決、決定または命令の内容。

現在日本国または外国等において関与している重要な訴訟その他の係争の内容。

その他、特別委員会が合理的に必要と判断する情報。

### (3) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉及び代替案の検討

当社取締役会における評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日、その他の大規模買付行為の場合には90日を、当社取締役会による評価検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。

取締役会評価期間中、当社取締役会は特別委員会及び外部専門家等の助言・勧告等を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、適用ある法令等及び証券取引所規則に基づいて適時適切に公表いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。この場合についても適用ある法令等及び証券取引所規則に基づいて適時適切に公表いたします。

特別委員会の設置及び利用

当社は、大規模買付ルール of 具体的な運用が適正に行われること、並びに当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策を採る場合において、その判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置します。

特別委員会は当社取締役会により設置され、委員は3名以上5名以内で構成されることとします。特別委員の選任については、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外監査役または、社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等またはこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任するものとします。なお、平成21年12月開催の取締役会で特別委員として山田磯子氏、増田政章氏、川村真氏を選任いたしました。

当社取締役会は、特別委員会の組成にあたり、下記の権限等を特別委員会に付与し、大規模買付者から提供される情報が必要かつ十分であるか否か、大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するか否か及び対抗措置を採るか否か等の検討及び判断について、取締役会の恣意性を排除するために、特別委員会に諮問することとします。

（特別委員会の権限等）

1. 取締役会決議に対して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から勧告等を行うものとする。
2. 買付者に対し、前記(2)に定める意向表明書や必要情報提供要求書に係る回答の記載内容が不十分であると判断した場合は、追加提出を求めることができる。
3. 買付者から前記(2)に定める大規模買付情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、意見及びその根拠資料、代替案、その他適宜必要と判断する情報、資料等の提示を要求できる。
4. 必要な情報収集を行うため、当社取締役、監査役、従業員、その他必要と判断する者の出席を当社取締役会に要求し、意見または説明を求めることができる。
5. 職務を遂行するにあたり、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができる。

特別委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について評価・検討し、特別委員会としての意見を慎重にとりまとめ、当社取締役会に対して勧告します。また、特別委員会は、必要に応じその判断の客観性、公正さ及び合理性を高めるために、当社の費用負担において当社取締役会から独立した第三者の立場にある専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとします。

当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または不発動等その他必要な決議を行うものとします。

株主に対する情報開示

当社は、大規模買付者が出現した事実、大規模買付者から意向表明書が提出された事実、特別委員会による評価・検討が開始された事実、当社取締役会が特別委員会に代替案を提示した事実及び必要情報の概要その他の情報のうち、当社取締役会及び特別委員会等が、適切と判断する事項について、適切であると判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行うものいたします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守しない場合には、買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益の保護及び確保することを目的として、新株等の発行や新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決定する場合があります。

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守したか否か、及び対抗措置発動の適否については、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重して、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は下記(5)に記載のものとなりますが、これに限定するものではありません。

なお、対抗措置を発動した場合であっても、以下のような場合、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。

・大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合

・対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合

この場合、特別委員会は当社取締役会の諮問に基づいて当該措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会はその決議により、発動した対抗措置を中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社は対抗措置は不発動といたします。この場合には、大規模買付者からの大規模買付提案に応諾するか否かは、当社株主の皆様において、大規模買付提案及び当社が提示する大規模買付提案に対する評価・意見・代替案をご考慮の上、ご判断して頂くこととなります。

ただし、大規模買付ルールに定める手続きが遵守されている場合であったとしても、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断せざるを得ない場合には、企業価値及び株主共同の利益の保護ないし確保を目的として対抗措置を発動することがあります。

具体的には、大規模買付行為が以下のいずれかに該当すると認められる場合には、企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると考えております。

- ・株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ・当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ・当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ・当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ・真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- ・強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- ・当社株主に対して、必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等である場合
- ・買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針または事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑みて、不十分または不適当な内容である場合
- ・当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係、または当社の社会的信用等の毀損により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- ・大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

この場合において、前記と同様に対抗措置を発動した場合であっても、以下のような場合、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。

- ・大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合
- ・対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合

この場合、特別委員会は当社取締役会の諮問に基づいて当該措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会はその決議により、発動した対抗措置を中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての概要

大規模買付ルールに基づいて、対抗措置として実施する場合の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株予約権の詳細については、下記「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。）。

本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当ての当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます。）の㈱大阪証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記 の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

本新株予約権の行使条件

( )特定大量保有者、( )特定大量保有者の共同保有者、( )特定大量買付者、( )特定大量買付者の特別関係者、若しくは( )上記( )乃至( )に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、または、( )上記( )乃至( )に該当する者の関連者（以下、( )乃至( )に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記

のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については下記「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。）。

本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

当社による本新株予約権の取得

- ・ 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ・ 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

・当社は、以上に加え、本新株予約権の無償割当て決議において、別途本新株予約権の取得に関する事項（非適格者からの本新株予約権の取得に関する事項を含みます。）を定める場合があります。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、下記「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

#### (6) 大規模買付ルールの導入手続

大規模買付ルールの導入については、当社定款第12条に、下記の規定を新設し、また、当社定款第6条所定の発行可能株式総数を1,200万株から1,700万株に変更するとの内容を含む定款変更を、平成19年12月21日開催の第51期事業年度に係る当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）にて決議いたしました。変更後の当社定款第12条の規定に基づき、本定時株主総会における決議により、大規模買付ルールに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただきました。

##### 第12条（新株予約権無償割当ての決定機関）

当社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

#### (7) 大規模買付ルールの有効期間、廃止及び変更

本定時株主総会の決議による、大規模買付ルールにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、以下の場合は大規模買付ルールは当該時点で廃止されるものとします。

当社の株主総会において大規模買付ルールに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合。

当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により大規模買付ルールを廃止する旨の決議が行われた場合。

また、当社取締役会は、大規模買付ルールの有効期間中であっても、本定時株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（大規模買付ルールに関連する法令、証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、係る新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、特別委員会に諮問した上で、大規模買付ルールを修正し、または変更する場合があります。

当社は、大規模買付ルールが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実、及び（修正または変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

### 3. 株主の皆様等への影響

#### (1) 大規模買付ルールの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールの導入時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会または当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。

仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。

ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は特別委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれては、割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名義書換手続を行って頂く必要があります。証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の権利行使期間内であつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

当社による新株予約権の取得の手続

当社は、前記2.(5)に記載のとおり、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社普通株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社普通株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について定められる場合には、当社は、かかる定めに従った措置を講じることがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

4. 大規模買付ルールの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

大規模買付ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

大規模買付ルールは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

(3) 株主の合理的意思に依拠したものであること

前記2.(6)に記載のとおり、大規模買付ルールは、当社株主総会において、大規模買付ルールに係る委任決議がなされることにより導入されます。

また、前記2.(7)に記載のとおり、大規模買付ルールには有効期間を3年間とするサンセット条項が付されており、かつ、当該有効期間満了の前であっても、当社株主総会において上述の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなりますので、本対応方針の存続の適否については、株主の皆様のご意向を反映したものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応方針の運用並びに対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。なお、特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外監査役及び社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、他社の取締役または執行役として経験のある社外者、またはこれらに準ずる者）の中から選任されるものとしております。なお、平成21年12月開催の取締役会で特別委員として山田磯子氏、増田政章氏、川村真氏を選任いたしました。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、前記2.(4)に記載の通り、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

前記2.(7)に記載のとおり、大規模買付ルールは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止する可能性がありますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（新株予約権無償割当ての要項）

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別にまたは総称して「本新株予約権」という。）の内容は下記2に記載されるところに基づくものとし、本新株予約権の数は、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）の1倍に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

2. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。ただし、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生の翌日以降、これを適用する。

上記 に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社株式の数を除く。）変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して行う出資の目的は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下「行使価格」という。下記 に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。

行使価格は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除く。）の株大阪証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。ただし、下記(7)の規定に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(4) 本新株予約権の行使条件

（ ）特定大量保有者、（ ）特定大量保有者の共同保有者、（ ）特定大量買付者、（ ）特定大量買付者の特別関係者、若しくは（ ）上記（ ）乃至（ ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、または、（ ）上記（ ）乃至（ ）に該当する者の関連者（以下、（ ）乃至（ ）に該当する者を「非適格者」と総称する。）は、本新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- （ ）「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- （ ）「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。
- （ ）「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本（ ）において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本（ ）において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- （ ）「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- （ ）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

にかかわらず、次のa.乃至d.の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

- a. 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
- b. 当社を支配する意図がなく上記（ ）に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記（ ）の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記（ ）の特定大量保有者に該当しなくなった者

- c. 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記（ ）の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
- d. その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、非適格者に該当すると認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと別途認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し、a. 所定の手続の履行もしくは b. 所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、または c. その双方（以下「準抛法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準抛法行使手続・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には本新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準抛法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負わない。また、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

上記にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、a. 自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ b. その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は株大阪証券取引所における普通取引（ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準抛法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記 a. 及び b. を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

本新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び本新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権を有する者が本(4)の規定により、本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

(6) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

本新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4) 及び の規定により本新株予約権を行使することができない者（非適格者を除く。）であるときは、当社取締役会は、次の事由等を勘案して上記 の承認をするか否かを決定する。

- a. 当該管轄地域に所在する者による本新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書（下記b. 乃至d. に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。）が提出されているか否か
- b. 譲渡人及び譲受人が非適格者に該当しないことが明らかであるか否か
- c. 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受けしようとしている者でないことが明らかであるか否か
- d. 譲受人が非適格者のために譲渡しようとしている者でないことが明らかであるか否か

(7) 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

当社は、以上に加え、本新株予約権の無償割当て決議において、別途本新株予約権の取得に関する事項（非適格者からの本新株予約権の取得に関する事項を含みます。）を定めることができる。

(8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の本新株予約権の交付及びその条件

本新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成19年11月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

3. その他

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めるものとします。

D 上記BおよびCの取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

BおよびCの取り組みについては、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する情報を当社取締役会から提供される情報および評価・意見も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に應ずるべきか否かのご判断のための期間を確保するためのルールを定めております。

よって当社取締役会は、これらの取り組みが当社の基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、本対処策においては大規模買付ルールの手続きを遵守しない大規模買付行為が行われた場合、当社取締役会は、独立性の高い社外者等から構成される特別委員会の開催を要請し、客観的な判断を行い、当社の取締役の恣意的判断を排除し、大規模買付ルールの遵守や対抗措置の発動の是非に関する判断の公正性・透明性の確保を図っており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における当社の研究開発活動の金額は、84百万円であります。

なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

### 第4【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,000,000
計	17,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,491,490	5,491,490	大阪証券取引所 市場第二部	単元株式数100株
計	5,491,490	5,491,490	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	-	5,491,490	-	963,230	-	1,352,321

(5)【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成21年11月17日付の大量保有報告書の写しの送付があり、それぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、平成22年2月12日現在で当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	株式 263,900	4.81
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	株式 45,500	0.83
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	株式 31,500	0.57
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	株式 11,400	0.21

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 30,600	-	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,459,000	54,590	同上
単元未満株式	普通株式 1,890	-	-
発行済株式総数	5,491,490	-	-
総株主の議決権	-	54,590	-

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)タカトリ	奈良県橿原市 新堂町313-1	30,600	-	30,600	0.56
計	-	30,600	-	30,600	0.56

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月
最高(円)	258	242	300
最低(円)	226	200	201

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

## 3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当第1四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第1四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、平成21年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことに伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更しております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,304,088	2,543,417
受取手形及び売掛金	3 746,939	642,479
製品	436,762	172,239
仕掛品	561,605	434,927
原材料及び貯蔵品	109,130	76,202
その他	59,630	54,540
流動資産合計	3,218,155	3,923,805
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	810,851	823,181
その他(純額)	722,155	731,285
有形固定資産合計	1 1,533,006	1 1,554,466
無形固定資産		
32,866		35,512
投資その他の資産		
関係会社株式	1,091,692	1,091,692
長期預金	840,000	840,000
その他	52,197	56,114
投資その他の資産合計	1,983,889	1,987,806
固定資産合計	3,549,762	3,577,785
資産合計	6,767,918	7,501,591
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,289,456	851,945
1年内返済予定の長期借入金	-	279,912
未払法人税等	2,663	4,677
その他	272,875	244,927
流動負債合計	1,564,994	1,381,462
固定負債		
長期借入金	-	933,480
役員退職慰労引当金	71,736	71,736
その他	20,794	22,280
固定負債合計	92,530	1,027,496
負債合計	1,657,525	2,408,959

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	963,230	963,230
資本剰余金	1,352,321	1,352,321
利益剰余金	2,812,241	2,791,303
自己株式	17,070	17,070
株主資本合計	5,110,723	5,089,785
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	329	2,846
評価・換算差額等合計	329	2,846
純資産合計	5,110,393	5,092,632
負債純資産合計	6,767,918	7,501,591

( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第 1 四半期累計期間】

( 単位 : 千円 )

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成20年10月 1 日 至 平成20年12月31日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成21年10月 1 日 至 平成21年12月31日)
売上高	810,087	832,394
売上原価	676,340	569,798
売上総利益	133,747	262,596
販売費及び一般管理費	267,812	257,874
営業利益又は営業損失 ( )	134,065	4,721
営業外収益		
受取利息	1,584	2,680
受取賃貸料	2,494	2,494
助成金収入	-	7,450
その他	1,835	6,517
営業外収益合計	5,914	19,142
営業外費用		
支払利息	-	1,093
売上割引	229	-
減価償却費	230	-
租税公課	525	525
その他	172	294
営業外費用合計	1,157	1,912
経常利益又は経常損失 ( )	129,309	21,951
特別利益		
固定資産売却益	-	1,955
特別利益合計	-	1,955
特別損失		
固定資産売却損	-	252
固定資産除却損	-	1,893
投資有価証券評価損	4,963	-
関係会社株式評価損	460,470	-
特別損失合計	465,433	2,145
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ( )	594,743	21,760
法人税、住民税及び事業税	932	823
法人税等調整額	39,345	-
法人税等合計	40,278	823
四半期純利益又は四半期純損失 ( )	635,021	20,937

## (3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ( )	594,743	21,760
減価償却費	26,248	25,195
賞与引当金の増減額( は減少)	108,620	-
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	252	-
受取利息及び受取配当金	1,584	2,680
支払利息	-	1,093
有形固定資産売却損益( は益)	-	1,702
有形固定資産除却損	-	1,179
投資有価証券評価損益( は益)	4,963	-
関係会社株式評価損	460,470	-
売上債権の増減額( は増加)	396,980	104,460
たな卸資産の増減額( は増加)	76,379	424,127
仕入債務の増減額( は減少)	289,904	437,510
その他	19,984	21,900
小計	162,330	24,331
利息及び配当金の受取額	2,673	156
利息の支払額	-	1,093
法人税等の支払額	125,189	1,678
営業活動によるキャッシュ・フロー	284,847	26,945
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	22,495	1,012
有形固定資産の売却による収入	-	2,155
無形固定資産の取得による支出	-	1,305
投資有価証券の取得による支出	598	599
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,094	1,847
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	-	1,213,392
リース債務の返済による支出	358	661
自己株式の取得による支出	14	-
配当金の支払額	42,310	176
財務活動によるキャッシュ・フロー	42,684	1,214,230
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	350,625	1,239,328
現金及び現金同等物の期首残高	1,834,982	1,739,937
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,484,356	500,608

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】  
該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期会計期間  
(自平成21年10月1日  
至平成21年12月31日)

(四半期貸借対照表関係)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前第1四半期会計期間において、「原材料」と流動資産の「その他」に含めて表示しておりました貯蔵品(前第1四半期会計期間595千円)は、当第1四半期会計期間から「原材料及び貯蔵品」と一括して掲記しております。なお、当第1四半期会計期間に含まれる「原材料」「貯蔵品」は、それぞれ107,393千円、1,736千円であります。

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期会計期間において、営業外費用に区分掲記しておりました「売上割引」及び「減価償却費」は、重要性が乏しくなったため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

当第1四半期会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「売上割引」及び「減価償却費」はそれぞれ109千円、184千円であります。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年9月30日)
1.有形固定資産の減価償却累計額は2,803,599千円であります。	1.有形固定資産の減価償却累計額は2,924,983千円であります。
2.保証債務 奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県からの借入金109,631千円に対し、同組合員と連帯して債務保証を行っております。	2.保証債務 奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県からの借入金118,758千円に対し、同組合員と連帯して債務保証を行っております。
3.四半期会計期間末日満期手形の会計処理 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日をもって決済処理しております。従って、当第1四半期会計期間末日は金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 なお、当第1四半期会計期間末残高から除かれている四半期会計期間末日満期手形は、次のとおりであります。 受取手形 2,628千円	3.

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 従業員給料及び手当 58,172千円 役員退職慰労引当金繰入額 252千円 研究開発費 86,279千円	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 従業員給料及び手当 50,571千円 研究開発費 84,143千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
現金及び現金同等物の当第1四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 1,484,356千円 現金及び現金同等物 1,484,356千円	現金及び現金同等物の当第1四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 1,304,088千円 預入期間が3ヶ月超の定期預金 803,480千円 現金及び現金同等物 500,608千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計(累計)期間末(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,491,490株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 30,634株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払い額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
<p>関連会社に対する投資の額 631,222千円</p> <p>持分法を適用した場合の投資の金額 877,070千円</p> <p>持分法を適用した場合の投資利益の金額 22,531千円</p> <p>(注) 1. 当社は、平成20年7月において、関連会社である上海高鳥機電科技有限公司(持分比率47.25%)(以下「上海高鳥」という。)の中国における合併相手企業の上海和鷹機電科技有限公司(以下「上海和鷹」という。)に対し「合併契約」を解除し、合併会社の清算を実施するように採決することを求める仲裁申立を中国国際貿易仲裁委員会上海分会(以下「仲裁委員会」という。)へ提出し、正式に受理されました。この結果、上海高鳥を実質的に支配している上海和鷹とは利害が対立することになったため、上海高鳥の直近の決算書を入手することができなくなっております。このため当第1四半期累計期間の持分法関連注記には上海高鳥の持分相当額については含めておりません。</p> <p>なお、上海高鳥に対する投資(関係会社株式)については回収の可能性は低いと判断し、前事業年度末において100%の関係会社投資損失引当金を計上しております。</p> <p>2. 関連会社のうち株式会社ウインテストの株式については、市場価格の下落により、関係会社株式評価損460,470千円を計上いたしました。これに伴い、同社株式取得時に認識された「のれん相当額」の未償却残高117,496千円を一括償却しております。当該のれん相当額一括償却額は、「持分法を適用した場合の投資利益の金額」には含まれておりませんが、関係会社株式評価損の一部として財務諸表上認識されております。</p>	<p>関連会社に対する投資の額 1,091,692千円</p> <p>持分法を適用した場合の投資の金額 811,296千円</p> <p>持分法を適用した場合の投資利益の金額 45,775千円</p>

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年9月30日)
1株当たり純資産額 935円82銭	1株当たり純資産額 932円57銭

2. 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額

前第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失 116円28銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 3円83銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
四半期純損失( )又は四半期純利益(千円)	635,021	20,937
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失( )又は四半期純利益(千円)	635,021	20,937
普通株式の期中平均株式数(株)	5,460,911	5,460,856
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で前事業年度末から重要な変動があったものの概要	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成15年12月19日 (新株予約権173個 173,000株) なお、当該新株予約権は行使期間が平成20年12月19日に満了しております。 株主総会の特別決議日 平成16年12月22日 (新株予約権3,648個 364,800株) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年12月22日 (新株予約権3,648個364,800株) なお、当該新株予約権は行使期間が平成21年12月22日に満了しております。</p>

(重要な後発事象)

<p>前第1四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)</p>	<p>当第1四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)</p>
<p>1.多額な資金の借入 当社は、運転資金として平成21年1月13日開催の取締役会決議に基づき下記のとおり総額1,400,000千円の借入を金融機関と行いました。</p> <p>(1)株式会社三菱東京UFJ銀行 借入金額 400,000千円 利率 変動金利(日本円TIBOR+年率1.0%) 借入実施時期 平成21年1月30日 返済期日 平成26年1月31日 返済条件 平成21年2月28日から1ヵ月ごとの元金均等による分割返済 担保提供資産または保証内容 本社の土地・建物</p> <p>(2)株式会社南都銀行 借入金額 400,000千円 利率 変動金利(日本円TIBOR+年率0.3%) 借入実施時期 平成21年1月30日 返済期日 平成26年1月30日 返済条件 平成21年2月28日から1ヵ月ごとの元金均等による分割返済 担保提供資産または保証内容 本社の土地・建物</p> <p>(3)株式会社三井住友銀行 借入金額 300,000千円 利率 変動金利(三井住友銀行の短期プライムレート) 借入実施時期 平成21年1月27日 返済期日 平成26年1月27日 返済条件 平成21年2月28日から1ヵ月ごとの元金均等による分割返済 担保提供資産または保証内容 本社の土地・建物</p> <p>(4)株式会社みずほ銀行 借入金額 300,000千円 利率 変動金利(市場金利+スプレッド) 借入実施時期 平成21年1月30日 返済期日 平成26年1月31日 返済条件 平成21年2月28日から1ヵ月ごとの元金均等による分割返済 担保提供資産または保証内容 該当事項なし</p>	<p>該当事項はありません。</p>

<p>前第1四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)</p>	<p>当第1四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)</p>
<p>2. 希望退職者の募集について 当社は平成21年2月2日開催の取締役会において希望退職者の募集について決議いたしました。</p> <p>(1) 希望退職者募集の理由 当社を取り巻く環境は、需要の低迷に加えて世界経済減速に伴う先行き不透明感から電子部品メーカーの設備投資抑制や凍結・延期が一層強まり、非常に厳しい状況にあります。当社ではすでに役員報酬の減額をはじめ徹底したコスト削減等を行っておりますが、現在の環境を乗り切り将来の更なる変化に対応するためには収益力の強化と一層の経営の合理化が必要不可欠であると判断し、希望退職者募集による大幅な固定費削減を行うことを決定いたしました。</p> <p>(2) 募集人数 80名程度</p> <p>(3) 対象者 全社員（嘱託・パートタイマー含む）</p> <p>(4) 募集期間 募集期間 平成21年2月16日～2月27日</p> <p>(5) 退職日 退職日 平成21年3月31日</p> <p>(6) 優遇措置 希望退職者に対して通常の退職金の他に特別退職金を支給する。また、希望者には再就職支援会社による再就職サービスを付加する。</p> <p>(7) 希望退職による損失見込額 これに伴う当第1四半期会計期間末後の財政状態及び経営成績に与える影響については、応募者の範囲が確定していないため、現時点で見積もることは困難であります。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月5日

株式会社タカトリ

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西 育良 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本 健一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカトリの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第53期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカトリの平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記事項

重要な後発事象2．に記載されているとおり、会社は平成21年2月2日開催の取締役会において希望退職者の募集を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはXBRL自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月3日

株式会社タカトリ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 育良 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本 健一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカトリの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第54期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカトリの平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。  
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRL自体は含まれていません。